

6/1 受付開始

## リフォーム等補助事業について

商工会では、町民の住環境の向上や、町内の経済活性化を図ることを目的として、町から補助を受け商工会会員事業者が施工するリフォーム等工事に対し、補助金の交付を行います。

申請方法などの詳細は商工会へお問合せください。

### 住宅・店舗等リフォーム促進事業

10万円以上（税抜）の工事に対し、工事費の20%（最高20万円）を補助します。

#### 補助対象者

- ・専用住宅：町内に住所を有し、居住している方
- ・店舗など：町内に店舗など（小売店舗または理容業、美容業、クリーニング業、飲食業を営む店舗など）を所有している商工会員

※住宅および店舗などについては、賃貸、共同住宅は除きます。

### 観光客等受入環境整備事業（トイレの洋式化促進事業）

トイレの洋式化などの工事に対し、工事費（税抜）の2分の1（最高20万円）を補助します。

**補助対象施設** 宿泊施設／観光施設／飲食施設

**補助対象事業者** 商工会会員

### 観光客等受入環境整備事業（無料公衆無線LAN整備事業）

無料公衆無線LAN整備に対し、工事費（税抜）の2分の1（最高10万円）を補助します。既存の無料公衆無線LAN設定変更については、2万円を限度として補助します。

**補助対象施設** 宿泊施設／観光施設／飲食施設

**補助対象事業者** 商工会会員

#### 提出書類

- ・申請書（様式1）
- ・位置図
- ・工事見積書の写し
- ・工事内容の分かる図面
- ・施工箇所の着工前の写真（様式2）

#### 提出先

西伊豆町商工会

#### その他

- ・申請者の住所、所有、町税等の完納などの補助対象要件については、町が審査します。
- ・提出書類は着工前に提出してください。
- ・補助対象者および施工業者が町税等を滞納していると補助対象となりません。
- ・補助金の申請は1回限りです。
- ・補助金の交付は、予算の範囲内で行います。
- ・**6月1日から受付を開始します。**

問合せ 商工会 Tel: 0558-52-0270